

第六十三回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第九号

昭和四十五年四月二日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君

理事 佐藤 文生君

理事 塩谷 一夫君

理事 和田 耕作君

理事 阿部 文男君

加藤 陽三君

中山 利生君

堀田 政孝君

高田 富之君

鬼木 勝利君

出席國務大臣

國務大臣 荒木萬壽夫君

(行政管理局長 官)

出席政府委員

總理府人事局長 栗山 廉平君

行政管理局次官 黒木 利克君

行政管理局行政官 河合 三良君

行政管理局行政官 岡内 豊君

監察局長 岡内 豊君

運輸省自動車局長 黒住 忠行君

委員外の出席者

行政管理局行政官 杉浦 滋君

食糧庁統計主幹 松元 威雄君

運輸大臣官房人事課長 後藤 茂也君

内閣委員会調査室長 茨木 純一君

委員の異動

四月一日

辞任

笠岡 喬君

葉梨 信行君

同日

辞任

木村 武雄君

丹羽喬四郎君

補欠選任

丹羽喬四郎君

木村 武雄君

補欠選任

葉梨 信行君

笠岡 喬君

本日の会議に付した案件

行政管理局設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

閣提出第一〇号)

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第一〇二号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

行政管理局設置法の一部を改正する法律案及び許可、認可等の整理に関する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鬼木勝利君。

○鬼木委員 荒木長官もそのうち見えると思えますが、私は便宜上運輸省のほうにお尋ねをしたいと思うのです。これは大臣も御苦労ですが、私に韓国においでとかで、どなたでもいいですが、私が大体御答弁をお願いしたいのは自動車局長で

す。許可の問題について最初に行政管理局の意見も十分聞きたいのですが、この許可の法案が今度出ておられますが、どういふねらいでこういう法案を出しておられるか。その点をひとつ。

○岡内政府委員 許可の整理法を提案いたしました理由でございますが、これは行政改革三カ年

計画でございまして、政府といたしましては、現行の許可の数が大体一万一千件ございまして、それから報告事項が七千五百件ございまして、それが許可の項目につきましては大体一割を整理しよう、それから報告事項については二割を整理しよう、こういう方針が大体ございまして、各省庁にお願いをいたしまして整理案を出させたい次第でございます。その結果、大体三年間で許可事項につきましましては二割三分の整理をしようというところで、閣議の方針を上回った整理案というものが各省から出されてございまして、これを四十四年度、四十五年度、四十六年度と三カ年間で整理をしよう、こういうことになっておるわけでございます。その意味は、要するに国民の負担を軽減するということと、もう一つは官庁の事務の簡素化、合理化をはかる、そういう二つの目的があるわけでございます。そういう理由でもって提案をいたしました次第でございます。

○鬼木委員 それはこの提案理由の説明にも載っておりますし、許可等の整理に関する法律案の資料にも載っております。それは私も読ましていただきましたが、そうしますと、「現下の行政の硬直化を打開し、行政需要に即応する簡素化して能率的な行政の態勢を整え、そしてその次に「真に国民のための行政を確保するため」、こ

うあるのです。なおまた、こまかく「許可および報告等の整理」あるいは「行政機構の簡素化および定員の再配分」とか、たくさん載っておりますが、あとでゆくりまたこれは一々申し上げるが、いまあなたのおっしゃったところによりまして、三カ年間でこの許可の整理をするのだ。四十四年度が初年度で、四十五年度、四十六年度と三カ年でやる。行政事務の簡素化、定員の問題、三カ年間で五割減、こういうことである

だ、そういうふうに承知いたしております。そうしますと、あなた方が各省庁の行政機構の実態を十分に把握しておられるかどうか。これはじやうずの手から水が漏るということがあるから、見落としがなければぬか、その点をちょっと。

○岡内政府委員 見落としがあるかどうかという御質問でございますが、絶対にないというふうには言い切れないうえ、絶対ないというふうには十分気をつけて見ておるつもりでございます。

○鬼木委員 そこでぼつぼつ本題に入りたいのですが、地方に陸運局というのがあるのです。陸運局の行政機構、そういう点においては能率的にどういふふうにあなた方はごらんになっておるか。それを前もってちょっとあなたにお尋ねいたしたい。そして運輸省の皆さん方にしばらくおつき合いをお願いしたい。

○岡内政府委員 陸運局、陸運事務所の実態でございますが、私もといたしましてはしばしば監察をいたしております。内容は承知いたしておりますつもりでございます。特に車検の問題につきましては、最近の自動車の増加数に追いつけないというふうな事情もございまして、私もといたしましては、国が直接検査をするということよりも、むしろ民間の優秀な整備工場を指定いたしまして、これは普通俗に民間車検、こういうふうになっておりますが、その民間車検のほうをふやそうにしたいことを勧告いたしております。昭和三十一年度でございますか、たしか一〇%でございましたけれども、四十三年度は一五%ぐらい民間車検というものがふえてきておる、そういう実情でございます。

○鬼木委員 それは陸運事務行政に対するほんの一部のことをあなたはお話しになったのであ

て、そういう御説明では実態は把握しておられないように私は受け取る。今日陸運局は、かりに私の九州で申しますと、九州に陸運局は、一カ所です。出願しまして許可がおりるのに二年半から三年かかる。そして、やれ行政の簡素化、合理化だとか、しかもいまおっしゃっている真に国民のための行政を確保する、こんなふざけたことを言っても、実態は全然そういうことになっていないのです。その点について運輸省の自動車局長さんでもいいから、どのようにお考えになっておられるのか、それでいいというお考えであるか、それをひとつはつきりお答えを願いたい。

○黒住政府委員 自動車行政は、自動車数が年々約二割ふえております。量的にもまた質的にもいろいろ問題を持っておりまして、これを時代の要請に即応しまして、仕事の体制も効率化、合理化しなければならぬというように考えております。

われわれの仕事は、一つは保安行政でございます。保安関係につきましては、自動車の検査それから登録、それから輸送業者に対する監督という二つに分かれるわけでございまして、前段の登録につきましてはコンピュータシステムを導入いたしました。すでにこの三月から習志野に実施いたしておりますが、本年度中に大阪、名古屋、東京の陸運局管内を全部コンピュータ化する予定にいたしております。

それから車検につきましては、先ほどお話がありましたように、民間車検の導入、現在継続車検の場合に約二〇％を民間にやらせておりますけれども、四十八年度の目標といたしましては、これを七〇％にいたしたい。それから機械も導入して極力人員の節減をはかりたいというふうにいたしております。

それから輸送関係につきましては、法律改正を要するものと政省令の改正を要するもの、それから運用で可能なものと三つあるわけであります。が、法律改正の点につきましては、この次の計画で法律案として御審議を願う予定にいたしております。

ます。政省令につきましては、なるべくすみやかにこれを実施したいというところで目下検討をいたしております。それから運用の問題等につきましても、タクシーであるとか、トラックであるとか、いろいろございまして、具体的にその内容を検討し、また各陸運局におきまして運用を能率的にやるという指示をいたしております。

要するに、御指摘のように自動車関係の仕事は非常にふえておりますので、これに即応して、中央におきましては制度の合理化を考え、地方におきましては運用を合理化するという方針で対処していきたいと思っております。

○鬼木委員 あなたの説明は非常な観念論であつて、こういうふうに考えております。こういうふうにするかと思っております。実際は何にもできていないじゃないですか。私がお尋ねしておりますことに、あなたは問題をすりかえてはいけません。的確にひとつ御返事願いたい。

個人営業であるうがあるいは運送業であつて、出願をしまして許可がおりるのが二年も三年もかかっておる、そういう実態を御承知であるか、そういうことで国民のための行政を確保するなんというようにおっしゃることもおかしいじゃないか、自動車局長はどのようにお考えであるか、そういう実態を私はあなたにお尋ねしている。わからぬとおっしゃれば私は資料を出して申し上げます。

○黒住政府委員 私ただいま申し上げましたのは、自動車行政につきましては、全般的にいろいろ仕事があります。それに対する改善の方向につきまして申し上げたわけでございまして、いま先生の御指摘の点は、タクシーとかトラックでありますとか、新規の申請に対する処理がスピードが早くれているのじゃないかということだと思っております。

われわれといたしましては、それらの申請に対する処理に時間を費やし過ぎておるということとは十分認識いたしておりますので、その改善のためには、中央におきます制度、法律、政令、省令あるいは通達等の制度を改正する必要があるという

ことで取り組んでおるわけでございまして、そうして地方におきましては、この運用につきましまして能率アップしなければならぬということで、先生のおっしゃるやうに問題を意識してこれに対処しようというところでございまして、今後すみやかにこれらについて改善をいたしていきたいというふうに考えております。

○鬼木委員 お尋ねをしますと、まことにどうも思っております。これからこうしなさい、ああやろうと思っておりますというやうな答弁ばかりで、これからぬというよりもいいけれども、そういう答弁では、あなた方いままで何をしておったか。そういう許可の事務は、三ヶ月以内なら三ヶ月以内、二ヶ月以内なら二ヶ月以内に処理しろというやうな的確な指導、助言がなされておるかどうか、指示がなされておるかどうか、もう少し突っ込んでひとつ的確にお答え願いたい。

○黒住政府委員 免許の申請に對します処理の方法としましては、たとえば、ある都市にタクシー申請がありまして、一定の期間のものをまとめて処理をいたしておる。そうしますと、一定の期間でございまして、当初申請したもの最終に審議に当たるものとしまして、相当その期間のズレがあるということがございます。いままでは一定地域でまとめて処理をする、その場合におきましては、一定地域においては輸送の需要と供給の関係がどうなっているかということとで、供給が不足しておる地域を優先的にまとめて処理をするというやうな方法をやっております。

が一般でございまして、そうしますと、ただいま申し上げましたように、当初申請したものの処理につきまして相当時間を要するということがございまして、それで、たとえば東京におきまして個人タクシー等の処理につきましては、期間をまとめてやることでなくて、申請の順序に常に仕事をやるというやうに、流れ作業的に許可の仕事をやるというやうにやっております。いろいろな事情は違いますが、地方におきましては、いろいろな事情は違いますが、すけれども、大都市におきましてこの処理に準じま

して今後処理をするというやうに改善をするように指示をいたしております。仕事の膨大なものを処理いたすためには、やはり流れ作業的に処理したほうがいいのじゃないかというやうなことで具体的な指示をいたしております。各局のやり方もそのやうな方向で現在改善をしておる次第でございます。

○鬼木委員 その内容については私もよく存じております。この問題に對してはたびたび私取り組んでおりますし、また陸運局にもたびたび私出かけていったこともあつた。しかし誤解のないやうにしたい。ただきいたのは、地方の陸運局の局長とあるいは職員諸君を追及してあるのじゃない。今日の陸運局の機構、組織が、国民の利益を優先したものでなくて、非常に事務の渋滞、むしろ大衆は迷惑しておる。これははなはだ言にくいこととすけれども、運輸省といたしまして最も今日大衆の怨望の的になつておるのは陸運局です。たいへんな問題ですよ。出願をして聴聞をする。その聴聞までに相当の日数がかつておる。出願したならば半年か過ぎて聴聞、こうなる。しかも、かりに申しますと、九州では福岡に一つしかない。聴聞があつて、そして許可までにはまた一年ないし一年半かかる。これはまことにたぬたぬです。そういうことをあなた方はおわかりになっておる。そして、国民にそういう迷惑をかけておる。そして、大臣もここにお見えになっておられます。私は一番に陸運局の問題を入れてもらいたい。この組織を機構改革してもらわねとたいへんなものです。それほど痛切な悲痛な大衆の叫びだということをおわかりですか。単にそういう事務的な答弁では私は承知できません。こういうことは、あなたを責めておるわけじゃないけれども、あなたのお気持ちをもう一度承りたい。

○黒住政府委員 たとえば福岡陸運局におきましては、タクシー関係の処理を約六名でやっております。これは免許の仕事、それから監査の仕事等をやっているわけでございまして、そのほか認可の仕事もございまして、それらの人員でもって当たつ

て、今後処理をするというやうに改善をするように指示をいたしております。仕事の膨大なものを処理いたすためには、やはり流れ作業的に処理したほうがいいのじゃないかというやうなことで具体的な指示をいたしております。各局のやり方もそのやうな方向で現在改善をしておる次第でございます。

ておるわけでございますので時間がかかっている。したがって、われわれとしましては、まず中央におきまして制度を簡素化する、免許の仕事のみならず許可の仕事の制度を簡素化するということが第一点だと思っております。それから第二点は仕事のやり方、たとえば先ほど申し上げましたような流れ作業的にやっていくというふうな仕事のやり方を改善するという二つであると思っておりますので、先生がおっしゃる通りに私といたしましてはこの問題については痛切に感じておる次第でございます。いま具体的にこの仕事はこういうふうな整理をして能率化していくということによっておるわけでございまして、その内容については詳しくは御説明してないわけでございましてけれども、私も御指摘のように問題を意識いたしまして、ただいま申し上げますように制度の改善と運用の改善を具体的に検討し、できるものから指示をいたしておる次第でございます。

○鬼木委員 行政改革ということとは根本の精神がスクラップ・アンド・ビルドですか。ただ全部スクラップ・アンド・スクラップじゃなくして、ビルドがなければならぬ。あなたがいまおっしゃる通りに、そんな膨大な仕事を、九州全般にわたる仕事をたつた六人でやっているとすることは、いまさらわかつてはいるのじゃないでしょうか。陸運局は、きょうあすにわかつてたことじゃないでしょうか。だつたらなせビルドをやらなければいけません。そういうことをあなた方は十分おわかりになり過ぎておつて、それに対する対策を講じない。それで大衆には迷惑をかけたばなしだ。

しかも陸運局の許可の問題に対して私は非常に不満にたえないのは、根本的に考え方が間違つておると思うのです。というのは、善良なる市民を悪人扱いにしている。今日、日本の経済は、御承知のとおり高度経済成長で世界第二位という驚異的な発展を遂げた。それは全部皆々として国民が築いたもの、国民の努力によるものである。そうした善良なる市民を悪人扱いにしている。言うならば誓約書みたようなものをとっている。とん

でもない話だ。そういうむずかしいことをして、しかも許可がはくされてしまう。そういう考え方が非常に非民主的で、封建的で、行政の民主化なんというところは望むべくもない。もともと善良なる市民を悪人扱いにしている。これはとんでもない考えである。性善説に立つて大衆を信頼し大衆の事務を能率的に迅速に処理すべきである。これが私は善政だと思ふ。荒木大臣これはどうでしょうか、ちよつとお考えをお伺いしたい。

○荒木国務大臣 途中から承りまして十分にお答えできるかどうか分かりませんが、要するに事務量の増大に伴う適応性が十分でないという面もあるかと思ひます。制度の根本を洗ねねばならぬ問題も含んでおると思ひますが、要は迅速に簡素に民主化する方向へ手だてをとっていくべき問題かと心得ます。

○鬼木委員 長官はさういふおっしゃるけれども、私はさう思ひますが、実際は、陸運局のやり方に対しては、私自身もたびたびさういふことに出つくわしましたし、大衆の声を聞きますと、非常に不満を持っております。事務がまことに官僚的で、いささかも大衆の奉仕者というふうな考えはない。それで大衆は、ほんとうに今日の陸運局に対して希望と将来の見通しということについて不安を持っております。そういうことは局長は御存じかと思ひますけれども、だから、私はさういふ事実があるとかないとか、さういふことを言っているのじゃありません。けれども、痛くもない腹を探られる——さういふ事実は私は絶対ないと思ひます。私は信じますけれども、陸運局に対しては何かのこをやらなければ許可はおりないのじゃないかという疑惑の眼さ大衆は持つてゐる。これは先ほどから申しましたように、誤解をされちゃ困るのですけれども、単に陸運局長が悪いか陸運局の職員諸君が悪いと言つてゐるのじゃありません。いまあなたのおっしゃる通りに、わずか六名か七名でさういふ膨大な事務処理をやっているのですから、非常な努力をなさつて

おると思ひます。さういふ方々に対して私はどうこう言うわけじゃない、さういふことを言つてゐるのじゃない。陸運局の機構、組織が非常に非能率的でしかも封建的でいささかも民主的でない。およそ今日の民主行政という行政の姿勢からいけば大いに相反したものである。いま少し大衆に直結した運輸行政であつてほしい、さういふことを私は申し上げてゐるのです。私の言つてゐることがわかつていただければいいのですが、しかしわかつていただいただけでは困る。それに対する対策を早急に講じてもらわなければ困る。局長どうですか。

○黒住政府委員 自動車行政の機構は、中央、本省に對しまして地方は全国九局の陸運局を持つております。五十二陸運事務所を各都道府県に持つております。北海道はさらに複数の陸運事務所がございまして、要するに五十二の陸運事務所をもつて仕事をやつておるわけでございまして、いま御指摘の仕事のスピードアップにつきましては、もう私も全く同じように問題を認識いたしましてこれに取り組んでおるわけでございまして。少數の職員が一生懸命に仕事をやつてゐるということはお認めをお願い申し上げたいと思つております。

具体的に仕事のやり方につきまして、先ほどから申し上げますように、制度の問題、それから運用の問題について取り組んでおるわけでございまして、また機構そのものの改正につきましても取り組んでおるわけでございまして、いま先生御指摘のように、問題を意識しつゝ前進していきたい、さういふに決意しておる次第でございます。

○鬼木委員 あなたはみなお気持ち、たいへんいい考えで、いいんですけれども、私が知つておる範囲はいま申し上げる九州です。九州には陸運局は一つしかない。言いかえれば福岡の陸運局。けれども、全国の陸運局の実態を私は不肖にしてまだ知りませんので、出願から曉聞、それから許可に至るまでの期間、それから件数、この資料を出してください。それによつてまた私は運輸省の問題に對してお話を申し上げたいと思ひます。その全国の資料の提出ができませんか。

○黒住政府委員 やつております仕事は、免許から許可、認可、運賃問題、多岐にわたりますけれども、御希望の資料を極力整へまして御提出申し上げます。

○鬼木委員 これはあなた方は簡単にお考えかと思ひますけれども——いやこれは失礼、簡単じゃない、慎重にお考えであらうと思うが、結果論からいへば、さういふふうには言わざるを得ない。出願をしまして曉聞までに半年も十カ月もかかる。許可までに二年ないし二年半あるいはおそいのは三年。さうしますと、出願した時点から許可になつた時点、その間に二年も三年も経過してゐる。社会の情勢は今日とはとまどるところを知らず進んでおります。社会情勢というものは、すべて文化、経済、一切変動してあります。出願をした時点と全部周囲は変貌してあります。その人の目的を十分達成することができない、大衆にさういふ大きな迷惑をかける、これはたいへんな問題です。じゃその間の出願をした人の生活は一体それが見てやるのだ。陸運局は保障しますか。またそれに要する経費、たとえば車庫をつくれ、新車を買ひなさい、定期金はこれだけなければならぬ、そして二年も三年も待つて、幸ひにして許可になれば、まあ幾らか情勢は変わつてもみずから慰めるところもなきにしもあらずだけれども、もし不幸にして不許可になつたとしたらば一体どうなるのですかね。これは社会問題でしょうね。大問題です。今日自動車が多うございまして、台数が多くなりましたから簡単にいきません。人数は六人でやつております。九州はあなたのおっしゃる通り、一県一県をまとめて処理し、全部まとめたところで曉聞する。その次第の果に移る。要領は知つております。だがなかなかうまくいきません。うまくいきませんでこの問題は解決すべき問題じゃないと私は思ふ。しかも誓約書をとつて、言語道断ですよ。その間の個人の生活は一体だれが保障するか。多年の念願の個人タク

シーをひとつ許可してもらおう、あるいは運送業を許可してもらおう、非常な大きな望みと将来の計画をもつてお願いして、結果はそういうことになつてしまふ。そういうところはもう少し民主的にできないか。また預金もこれだけだ、そんな金がたくさんあるのだから自動車の個人タクシーなんか願わぬでも、社長になつてやらせればいい。無理のことをして、そして結果は非常にまづい結果になつたという場合に、本人は泣くにも泣けない。一体どうなるのか。年は何歳まであるいは十年間無事故でなければならぬ、そういうことはけつこうだと思ひます。それは私は悪いと言つてゐるのじゃない。そういうところはまづにけつこうだと思ひますけれども、けつこうでない部分が多い。そういう点をどのようにお考えになりますか。私は真剣にお尋ねしてゐるので、から、ひとつその点はつきりお答え願ひたい。

○黒住政府委員 個人タクシーの免許に對しましては前に裁判等がございまして、なるべく基準的なものを明白に表示しようといふことがございまして。現在道路運送法におきまして免許の基準というところは規定をいたしておりますけれども、さらにそれをこまかく表示をして申請者に便利にしたほうがいいのじゃないかといふことになつております。たとえば三年間無事故で無違反といふふうな点がございまして、これにつきましても、申請者に自分は三年間そのような違反をやつてないといふ自認書を提出していただいておるわけでございます。将来に向かつての誓約書の提出はさせておられません。その自認書と申しますのは、三年間事故をやつてないからこの基準に合ふといふことを本人が申し立てるといふ意味におきましますところの自認書でございます。さらにそのほかの点につきましても、免許事業でございますので、ただ申請者に対してそのまゝ免許するわけにもいかない次第でございます。個人タクシーの評判はいいのでございまして、このいい評判を維持しつつ多数の人に個人タクシーをやつてもらおう

という考え方をございします。たとえば東京におきましては現在合格率は約八割でございます。二割が却下になつておりますけれども、その二割の却下になつておりますのは、たとえば年齢制限に当てはまるとかあるいは実問題といつたしまして自動車収容できないような車庫を持つておるといふふうな、いわば形式的なわかりやすい点におきまして却下をされておるようなことでございします。

それからもう一つ、申請後におきましての生活保障云々といふことがございしましたけれども、現在の道路運送法におきましては、申請に對しては事業の計画が適當であるかどうかといふことが免許基準に規定をされております。したがいまして、このような計画でもつてやるんだ、その計画が正しければ免許をする。その計画どおりに事業が開始できるかどうかにつきましては、事業確認といふ方法がございまして、申請どおりに準備ができたかどうかといふことは確認といふ作業をやつてゐる次第でございます。個人タクシーの場合におきまして、車庫の問題について、申請のときにもこのような計画でここに車庫を置くといふことがそのまゝ聴聞会から審議のときに継続してまいりますので、事前に車庫を確保しておくといふことになつてゐるわけでございます。今後におきましては、すでに東京都においてやつておりますけれども、聴聞時におきましてその計画を変更することも可能でございますし、その計画を今度変更して、聴聞時におきまして他人の車庫を借りるというふうな変更も許したい。

それから預金の問題でございしますけれども、現在におきましては、自動車は、頭金を二割なら二割払いまして、あとは一年半ないし二十か月の月賦で買えるわけでございますので、自動車の購入自体にはほとんど金がかかりません。ただ車庫を確保するといふ点につきましては、本人が都会におきまして家屋敷を持つておる場合は非常に便利

でございしますけれども、そうでない場合には相当の金がかかる、その点が問題でございします。しかしながら、預金を申請時からずつとそのまゝ持つておらなければならぬといふふうなやり方ではなくて、聴聞時におきまして車庫を確保するだけの力があつたかどうかといふことは、免許の審議上調べておるわけでありまして、その際に、たとえば聴聞の日の前日に預金するいわゆる直前預金といふふうなものがたまにございします。これは直前預金であるといふことは、一日預けたらその次の日に引き出せるといふことでございしますので、そういう場合におきましては、それだけの金額を実際に確保できるかどうか、たとえばその人が不動産等持つておられて、その証明をすればこれでもつて車庫は確保できるというふうな保証を求めような場合がございします。そういうふうなやり方でもつておるわけでございますが、しかしこれらのタクシーの免許は陸運局権限にいたしてありますから、局によりまして仕事のやり方が若干違ひますので、ただいま申し上げましたような点が不徹底な向きがございします。われわれといつたしましては、各局統一いたしますやり方につきまして指示をしてまいりたい。申請者に対して不便をかけるまいといふことは先生御指摘のとおりでございます。私もそのつもりで対処していきたい。局長の会議とか部長の会議におきましては私も具体的に指示をしておるわけでございます。今後さらにこの改善については一段の努力をいたしたいと思つております。

○鬼木委員 いまあなたの御説明なさつたことをもう一べん言えといふ私は全部言ひます。知つておりますから。けれども、いまあなたが最後に言われたことでや私の質問に沿つた点が出てきた。前のほうのお話は全部蛇足である。

全国の陸運局が統一しておらない。私らの指導不徹底のためにまちまちであるといふことを認められた。まさに実態はあなたのおっしゃるとおりなんです。車庫なんかちやんとつくつて、新車を買つて、そしてなおかつ経済的な裏づけがなけ

ればならぬといふので、定期預金は何ぼあるか、定期預金が少なかったらペイだ、そういう事例もある。私はいろいろあなたの方にそういうことのきめのこまかい行政指導をしていただくといふことと、いまお話をあつておりますように、きょう私が質問を申し上げております焦点は期間の問題なんです。先ほど私が申し上げたけれども、あなたはそれに対する何の答弁もなかつたが、出願して、自分の将来の生活の設計を大きな希望を持つて、このふうなやり方、車庫も持ちましよう、新車も買ひましよう、経済的な裏づけもこつたし、過去において違反を起こしたこともございしません、じやどうぞお願いいたします。全部そろつた書類を出して聴聞までに半年もかかる。だつたら聴聞のときにその書類を出させたいといふわけなんです。そして聴聞が済んで許可になるのにまた一年、一年半かかる。だつたらその間の精神的な非常な不安、それからその人の生活、いわゆる物心両面においてどうして償いをするか。ようございしますか。私の言つてゐることをよく理解してもらはぬと困る。ここに書いてある。昭和四十三年二月二日、「今後における行政改革の推進について」閣議決定「真に国民のための行政を確保する」、その点を私はお尋ねしてゐるので、局長、いかがでございますか。

○黒住政府委員 いまの御指摘は期間の問題であると思ひます。これにつきましても、先ほど申し上げましたように事務を簡素化したしまして、全体として許可事項全部の処理期間を短縮していくといふことを考へておるわけでございます。その中では、たとえば普通の認可、既存業者が営業所を新しく持つとか増車をするとか、いろいろ認可事項がございします。これらにつきましても、処理と、それから新しい免許申請の処理があるわけでございます。新しい免許申請の処理につきまして一年半とか二年を要してゐるものが現実でございます。これは長過ぎるので期間を短縮したい。われわれといつたしましては少なくとも半年——急に半年で全部やるというところはたいへんでござい

ますので、一年半のものを一年に短縮し、そして半年に短縮するという方向でもって考えておるわけでございます。現に私のほうでは各局ごとにそのスピード状況を観測いたしまして、特におくれているような局は早くやるということでございます。陸運局の権限の仕事、陸運事務所処理できる仕事、あるいは本省まで参る仕事、いろいろ仕事の内容がございまして、全部一律に期間を何カ月というわけにもいきませんけれども、われわれといたしましては具体的な仕事の内容に応じてまして処理をするというふうにやらせておる次第でございます。認可等の仕事につきましては、少なくとも申請から一カ月以内において処理をするという目標でやっております。それから免許の仕事につきましては、現在御指摘のように期間がかかっておりますので、これを極力短縮していく。その目標といたしましては、まず一年に短縮して、それから六カ月に短縮するというふうなことでやっておるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように事務量が非常に膨大でございますので、そのためには制度自体を本省において改正をしてやる。その制度自体につきましては、いまの免許のみならず一般的にわれわれの許可の仕事改善することによりまして、全体として能率が上がるようにしたいという方向で検討し、できるものから実行に移しておる次第でございます。

○鬼本委員 どうもあなたの答弁では何にも具体性がつかめないのです。ああやりたい、こうやりたいということ、私どももまだ満足しません。たとえばこういう事例がある。現在許可を持って運送業をやっている。ところが区域外の再申請をやった。きめられた範囲内の運送業の許可はとっているから営業はやっている。ところが区域外に出た。そこで自動車を押えられた。営業停止というところになった。そこで区域外まで再申請をやった。それにまた聴聞をやっている。その聴聞が半年。一応適格者として許可をしているんですよ。ただ、問題なのは区域外と区域内という問題だけ

なんです。簡単に聴聞はできるはずなんです。それを半年もかかってまだやらない、そういう事例もある。そういう千端一律的な、画一的な特殊な事情のあるもの、すでにもう許可をしておるもの、それにいわば追加なんです。それを全部一律に、初めて新しく申請するものと同じように処置をしている。そういうところが私大衆に對して非常に親切でないと思う。非常に封建的だ。そういう事例も実際にあるのです。本人は非常に迷惑してある。私らの感情としては、陸運局のおつしやるとおり書類もきちつとそろえまして、車庫もつくりました、ようございまして、預金も持つております、まことに唯々諾々、おつしやるとおり、鞠躬如としてどうぞお願いいたします。これほど善良な市民に對して、一年半も二年も三年も許可をせぬ。そんなものを相手にするな、許可なんかなくたってどんどんやれやれ——そんなこと言ひやしませんけれども、言いたいような感じになるのです。陸運局の言うことを聞かないならば、これは話にならぬけれども、はい、そういたしまして、こういたしまして、ああいたしまして、おつしやるまにやっておりますのに対して、あまりに——これはひどいようございまして、この点よくわかつてもらわぬと困るのです。そういう善良な市民に對して、性悪説による誓約書までとっている。これは運輸省のある方から、どなたかというところは言いませんが、私はこれは非常に遺憾だとお話ししましたところが、運輸省としましては三カ月以内に処理せよということをやっておりますが、こういうことを言われまして、それを局長が御存じないということになれば、それは責任のあることばじやないかと私は解釈します。三カ月以内で処理せよとは、それはまことにけつこうだ、それなら上等だというように話を私に話を私に記憶してある。どなたかということとは差し控えます。どうですか、局長さん。

○黒住政府委員 先ほど申し上げましたように、この一定地域をまとめて処理をいたすという場合

におきましては、再申請のものと前から申請したものととの差が非常に期間的にあるわけでございますので、これを受け付け順に、いわゆる流し作業的に処理をすることによりまして短縮できる。しかも、その受け付け順に処理いたします場合に、一年とか一年半でなくしてこの期間を短縮する、六カ月ぐらいくらいにしようという。三カ月ぐらいくらいにしようという理想ではございまして、いろいろの許可がございまして、許可認可の中におきましては三カ月あるいは一カ月で可能なものもございまして、それらをやっておるわけでございます。先ほど、免許申請に對しましては、三カ月に全部処理することは、いまの人員等の力では不可能でございます。目標といたしましては半年です。それでまた、さらに処理がしやすいように、全体として制度を改正して能率化したいというふうに考へておるわけでございます。これらにつきましまして具体的なひとつ実績をもつて示していきたいということ而努力をしておるわけでございます。

○鬼本委員 先ほど私があなたの心境をお尋ねしたことに對するところの答弁がない。二年ないし三年という長い間、本人がどれほど物心両面において困つておるか。そういうことをあなた方はお考へになつたことがあるか。真に公益優先ということを考へておられるならば、みんな困つておるだらうというようにあなたをお考へになつたことがありませんかというのを、私先ほどから何回もお尋ねしておるけれども、それを巧みにあなたは答弁を避けられるが、その点をお尋ねいたします。

○黒住政府委員 これにつきましては、先ほど申し上げましたように、聴聞時におきまして申請時のものに対する計画の変更というのを認めたい。それをやっておる局もあるしやらない局もあるから、この点を統一してやりたいということでございます。

で、申請自体は計画でございまして、具体的に車庫を自分で持つていなくても、たとえ日産の何を買いたい、トヨタの何を買いきたいということとで書類上申請することは可能でございます。それは計画でございまして、その計画を、聴聞時までに時間がある場合がたぶんあるわけでございます。それから、計画をさらに変更する。たとえば土地につきましては、申請のときには自分のどういふ土地を使うとかあるいは何かという車庫を使うという計画で申請をしておきまして、聴聞のときにおきまして具体的なことを変更する場合には、今度はこう変更するということでございます。したがって、この申請時には必ずしも確保してなくても、具体的にそのものがなくても計画として申請が可能であるというわけでございます。さらにその申請を、聴聞のときにこの計画を変更することも許すような方向でいきたい。これも具体的にやっておりますけれども、地域によりまして必ずしもそうでなくて、初めから確保しているものを免許していることは当然でございます。先ほど先生御指摘のような場合はおそろひ免許をすべきでありまして、そのほかの理由であるいはそのりなつたかもしれないけれども、御指摘の範囲内においては私は必ずこれは免許になるべきものだと思つております。

やり方としましては、この申請時の計画と聴聞時のものと変更を認めることによりまして、その間に車庫を確保して次に権利金等を払うあるいは自動車を買つて置いておくというふうな負担等をなくするようにいたしたい。それから預金の問題につきましても、申請時からそのまま持つておられるというふうなことを要求しておるわけではございませんで、聴聞時におきましてそれだけの事業をやるという保証ができれば可能でございます。現在におきましては車は月賦販売で買えるわけでございますから、そういう点につきましては実際に即するように処理をすべきである。ときに却下になるような場合におきまして、これが行政不服審査法によりまして運輸大臣あてに不服審査ができる場合がございます。また行政訴訟になる場合がございます。それらの内容につきまして



持ち込んである。むしろそれは現在あるところの協議会を発展させるんだという御説明でございませうけれども、いずれにいたしましても陸運局の本質の行政ができていない、陸運局の本来の使命を完全に——完ぺきどころか全然なっていない。それなのにただ広げることを、ビルドのみを考えている。一体どうしていくんだ、こういうことを私はお尋ねしているのです。審議会の組織内容なんか聞かなくてわかっていませう。これは、業者の代表とか各界の代表者とか学識経験者が入っているんじゃないかとはいえませんが、審議会を存置するというのもう少しの確な理由がなければ——現在陸運局が十分やっておればそれはまた考えられますけれども、今日陸運局の仕事すらできていないんだから。その点局長いかがでございますか。

○黒住政府委員 運輸省といましては現在審議会が約三十ございまして、四十五年以降にございましてはこれを整理して十七審議会にしようというございまして。その内容につきましては後刻資料として御提出申し上げます。その場合に、自動車運送協議会というものは、戦後道路運送審議会というものがございまして、これを事務の簡素化等から整理いたしまして、方針問題を処理してまいるということで自動車運送協議会というものをつくったわけでございます。陸運局の仕事というものは、先ほどいろいろお話に出ておりましたように、許可認可の仕事がたくさんあるわけでございます。しかしそれと同時に行政の方針を確立していかなければならないということが非常に重要でございます。昨今のように自動車輸送というものがふくそうしてまいりますと、その必要性はさらに増しておるわけでございます。で、自動車運送協議会自体は必要である、しかしながらそれにプラスいたしまして鉄道関係等を入れた総合的な陸上交通に関する計画的な行政というものが必要であるということで、地方陸上交通審議会というふうにするものでございまして、その必要性につきましてはもうつとにある

わけでございますが、これを総合する意味におきまして、今回その改正をお願いしておるような次第でございます。したがって、われわれといたしましては、この制度は、陸運局の仕事というもののやり方につきまして、ただいま御指摘の点等につきましても、こういう審議会からいろいろ忠告、答申等を得られれば改善をしていくというございまして。決して現在の仕事に十分な上というございまして、決して現在の仕事をやる場合におきまして、こういう組織の審議会というものがぜひ必要であるというふうに認識しております。次第でございます。そういう意味におきまして、われわれとしては行政対象から見ても緊急性があるし、総合的な施策が必要であるというふう

に考えておる次第でございます。

○鬼木委員 時間がございせんので、一応許可の運輸省に対する問題はおいときます。しかし質問はおまた運輸省設置法がかつた場合に続行したいと思っておりますから、その点御承知をお願いしたいと思います。

そこで今度は行管のほうに移りまして、長官に御質問を申し上げます。特殊法人の整理についてであります。これは御承知のとおり、三十六年に臨調が設置されて、三十九年に改革案が答申されております。行政機構の改革が叫ばれて久しいのであります。中でも政府出資の特殊法人の整理は世間で非常に騒がれております。高級官僚の天下りとかからんではば国会の論議の焦点となつてきたことは、もう長官もよく御承知のとおりです。ところが政府は、四十五年の予算編成にあたりまして、四国連絡橋の公団、農業者年金基金、心身障害者福祉事業団、こういう三特殊法人の新設をきめながら、これに見合うところの不必要不急の特殊法人の整理を断行してない、いわゆる行政改革のスクラップを断行してない、いわゆる政府の方針は、ここにもろくも破れ去つた、こういう感じが私はいたすのであります。これがあつてお話しします。四国連絡橋公団とか農業者年金基金、心身障害者福祉事業団というのをよくないと言っているのじゃありません。スクラップしなければビルドなしと言つた、ところがビルド・アンド・ビルドであつて、スクラップがないじゃないか、これに見合うところの特殊法人の整理を断行されなかつた、そのことについてまず長官の御見解をお伺いしたいと思つてござい

ます。

○荒木国務大臣 政府は昭和四十二年に特殊法人百八についてその実態を調査して、調査の結果に基づいて九法人について整理を行なうことを決定し、そのうち五法人についてはすでにその整理を完了しました。四法人については逐次措置することとしております。昭和四十五年度においても特殊法人の新設は厳に抑制する方針のもとに審査し、二法人については、既存の法人を廃止したその振りかえとして認め、三法人については、新しい行政需要に対応するため真にやむを得ないものとして、その新設を認めたのであります。今後とも特殊法人の新設は厳に抑制する方針を堅持するとともに、既存の法人についても、行政の变化に即し、行政簡素化の見地から検討を引き続き行なう所存であります。

新法人三つを認めたことにつきましてスクラップ・アンド・ビルド方式でどうしていけなかつたかという御質問が主眼点であるように思いますが、本州四国の架橋に関連した事業団、それから総合農政に関連した年金の基金の問題は、これは照応するスクラップすべきものがないわけでありまして、独自の新しい行政需要のために必要とするというところで、これはやむを得ないものと考へましたが、スクラップしようにもスクラップすべきこれに見合うものがなかつたということでございまして、そういう意味において、従来のスクラップ・アンド・ビルドの方式により得なかつたというところを御了承願ひたいと思ひます。

○鬼木委員 いま長官のお話はよくわかりましたが、これは相当皆さんのほうでも問題になつておつたと思いますが、三月四日でしたか、行政監理委員会の安西委員長代理が、つまり民間委員六委員が、食糧事務所、それから統計調査事務所、生糸検査所、アルコール事業部、こういうものの整理縮小、廃止をはじめとして、日本専売公社の塩の専売部門です、それから海外移住事業団、日本蚕糸事業団、糖価安定事業団、電源開発公社、日本鉄道建設公団、こういうものの廃止または条件つき廃止等の意見書を荒木長官に提出をされた。ところが、これを委員長抜きというので黙殺をされた。つまり委員長抜きの意見書は公的のものではないと、こういうことを行管庁のほうから言われたというのでございまして、こういう六委員から出たことは、当然長官も同じお気持ちで、六人は一体となつてこういう行政改革に対しては日ごろから御研究をなさつておるものだと私は解釈いたしますが、民間の六委員と委員長はいつも離れておるものと私は考えませんが、長官抜きだ、こういうふうな考えでございまして、長官が御発表になったのか、行政管理局からどなたが発表されたのか、どなたでもよろございまして、長官からまずそれに対して……。

○荒木国務大臣 行政監理委員会の委員六名が提出しました意見書につきましては、これを黙殺すると申したことはございせん。それと同時に、行政監理委員会の名称をもつていいます限りにおいては、委員長が一纏にならなければ正式のものではないことは、また同時にそのとおりでありまして、これは事実行為として、民間有識者六人が意見を出されたのでありまして、それを、その形式はどうあらうとも、意見そのものは尊重しなければならぬというところで受けとめまして、その具体案につきましては目下鋭意検討を急いでいるところであります。また結論が出ておりませんが、経過的に要すれば政府委員から説明をいたさせます。

○河合政府委員 お答え申し上げます。ただいまの行政監理委員会六委員の意見につきまして、私どもこの意見をちやうだいいたし

て、総理大臣にこれを進達いたしますとともに、各省にも連絡いたしまして、各省庁においてもこれを検討していただくようお願いいたしております。現在の段階におきましては、私も自他に、おきまして調査いたしますとともに、また各省庁からの御意見も伺って現在検討中でございます。検討中でございますので、もちろん結論的なことを申し上げるべき段階ではないと思っておりますが、中間的な状況を申し上げますと、たとえば御指摘の点のうち、塩の専売のごとき問題は、従前より政府において専売廃止の方向において検討中でございますし、またその他御指摘の点のうち幾つかの問題につきましては、これは現在の制度が続きまう限りは、これは組織として大幅な変更がむずかしいものもあるかと思っております。また、政府としての政策の変更がありまう限りは、これにつきましても大幅な変更はむずかしいという意見も出てくるものもございまして、また組織の変更につきましても、これは当然それに伴う、その職に従事しております人員の問題が出てくるわけでございまして、それにつきましても十分検討をいたすべきものというふうに存じております。

○鬼木委員 いま長官のお話では、三法人の新設に対して今度はスクラップするのが見当たらぬというふうなお話でございましたけれども、それは一応それで承ります。ところがいま委員長は、六委員の言ったことに対しては大いに自分と意見は一緒だ。そうしますと、民間六委員はこれこれを条件つきの廃止または整理をしよう、ところが委員長は、見当たらぬ、そういうふうな委員長の答申は認めない、こういうふうな世間に伝えられておるようなことになつたんじゃないか。これは行政監理委員会設置法の第十条で、委員会、委員長が招集する。」「こうなっております。またその二項に、「委員会、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、」

議決はできない。なおまた第四項には、「委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、」云々と、つまり代理が安西さんですか、これを委員長とみなすことができる、こういうふうに法にはつきり規定があるようでございます。委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」「これは第六条の第三項に載っております。また第六条に、「委員長は、長官をもって充てる。」「こうありますので、委員会の答申、意見というものは、常に影の形に添うごとく委員長と一体のものだと私は解釈する。だから委員長抜きなんというふうなことはあり得ない。大体委員長抜きの答申だなどというものはあり得ない。どうして存在するのだ、法的に。これは長官もいつてしたか、先日、委員長抜ききの云々というふうなことをおっしゃっておりまして、私はそんなことは絶対あり得ないと思う。公的であろうが私的であろうが、行政監理委員会の意見というものは、それは統一するまでの間はいろいろあると思ひます。甲論乙論あると思ひますけれども、こうして答申を少なくとも長官に、つまり長官が委員長でございまして、長官に出されたというものは、これはあくまで委員長抜ききだなどというものは、そういう法的解釈はできないと私は思ふ。その点長官いかがでございますか。

○荒木国務大臣 そのとおりでございます。そこで先刻申し上げたように、事実行爲としてそういうことが起きたという受けとめ方をしております。委員長を抜きにした意見が出されたということは、これも想像を出ませんが、想像します。委員長は行政官管理庁長官である。いわば執行部である。執行部であるとして、もつと検討を要する。直観的にそこそこそういう課題があることは一応常識的に考へ得るけれども、執行部たる行政監理委員会の委員長、行政官管理庁長官をもつて充てる委員長を入れた正式の意見とならば、即座に実行し得るのでなければだめである。さりとて直観的にそういう問題の所在を指摘することは必

要であると考えられた結果が、委員長を抜きにした意見としてあらわれたものと推察をいたしました。それで事実行爲でありますけれども、制度上は御指摘のようになり得ることが起きた。起きたのが、現実意見が出された以上、事実上の取り扱ひとして総理にもこれを伝え、関係省庁にも連絡して検討を開始するということだけは必要であらうということでも処理しておる状況であります。

○鬼木委員 長官のおっしゃったことは私がお尋ねしようとするのと大体一致するわけでございしますが、いま申し上げますように、委員会はかりに委員長がいなくても成立するわけです。法の第十条によつて委員会は招集ができるわけです。また委員長がいなくても代理をもつてやるということができるといふ法の措置があるわけです。でございまして、いま長官もおっしゃったように、それは自分が長官で委員長をしていられるから、六人がそのようにおもんばかつて出したんだらう、しかしそれは自分も意見は同じで、そういうふうな考えである。そういういたしますと、先ほどおっしゃったように、ビルドに見合ふべきスクラップがないとおっしゃったのは、あるのであつて、いま盛んにそれを検討中だということに理解してようございしますか。

○荒木国務大臣 私はスクラップ・アンド・ビルドの問題とは関連はないものと思ひますが、提起された課題は一応検討すべき課題であるというところは、直観的に私もそう思ひのであります。正式の意見とならば、関係省庁にあらかじめ連絡をして、その意見も取りまゝとめて、おおよそ実現可能な状態に到達した後に委員会の正式の意見として出すというのが常識かと心得ますが、その点については時期が早いと見られたのか、問題点の指摘をすることを急ぐのあまり委員長を抜きにした六人の委員の個人的な名前を連ねた意見書を出されたことかと思ひのであります。スクラップ・アンド・ビルドの問題とはちよつと別問題かと思ひます。

○鬼木委員 いや、そこを私はお尋ねしているんですが、いま長官がおっしゃつておることはわかりましたけれども、少なくとも行政監理委員会の委員長である長官ですから、委員長でございまして民間の六委員の気持ちにはあなたにいつも通じておるもの、表裏一体のものである。委員長と六委員の意見がいつもございして、いつも相反しておるのではない。そこで、いま申し上げましたように法の上からも私はそういう点がいわれると思うのです。各関係省庁に、一応こうこういうことでどうだと正式に出てきたものならばそのようにしなければならぬ、こういういまの長官のお話でございしますが、もしそうであつたとするならば、なるほど、六委員から出てきていたことはこれは賛成だ、この点とこの点とこの点は賛成だ。これは関係ないとおっしゃるけれども、あなたたちが言つておるうちにこれはスクラップすべきだ、だつたら、これは正式に筋を通してやろうじゃないか、そういう主導権をあなたが持たれて、積極的のこれに取り組まれるのがほんとうじゃないか、こういうふうな私は考えるわけなんです。意欲的に勇断を持って長官がおやりくだされば、何といつた行政改革の大目付でございまして、長官の言われることにはひま耳をかすと思ひます。そこを、これは六委員がおれを抜きにしてやつたんだから、しかも時期的にもおくれであるし、スクラップがビルドに見合ふものはないぞ、こういうことでは、直観的に長官と、つまり委員長と六委員の間が相離反しておるような――私はそんなことはないと思ひます。手腕力量においても私が尊敬している荒木長官だから、人格円満なお方であるから、私はこの委員会はスムーズにいっておるものだと解釈するのである。その点はいかがでしよう。

○荒木国務大臣 委員会は終始うまいいってあります。本件については、先ほど来申し上げるような経緯をしております。経緯を語るにつかましても、内々連絡があつたことではあります。問題は、先ほど来申し上げるよりもちよつと熟し

に、設立当初の目的は今日強とんどうもその目的が達成されて、社会情勢も変わつて、時の推移によつて設立当初の目的にははずれた今日の状態であるというような場合に、それに対するところのこの問題に対して——それはここに載つてゐるのだと私は思うのです。いま長官のおっしゃるようなそういう内容に立ち入ることじやなく、現時点のその状態を監察した場合にかように思われるという——だから「目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行なう」と。でございますからね。ここにはっきり書いてある。それから「長官は、所掌事務に関し、随

非常に時間をせかれておりますので先に進めたいと思いますが、特殊法人の整理については、これは私先ほど申しましたように、遠く臨調でも指摘されておるのでありますが、四十五年度から四六年度の連絡橋公団など三特殊法人が新設される。これは私は否定するものではありません。けれども、だと思ひます。そうしますならば、いま御研究なさっている点を、どういうところを御研究なさっているか、承ることができれば漏らしていただきたいのですが、ビルド・アンド・ビルドで、ただふえるばかりでは、私はあまりに行管の態度としては弱い態度だと思う。もう少し国

民の世論をにらんでいた。国民がどういふことを望んでいるかというところをよく把握していただいて、ぜひ特殊法人に対して何とか改革の道をとっていただきたい。整理縮小あるいは廃止、その点どうですか、長官お約束できますか。

○荒木国務大臣 それはもちろんいたします。ただ時間がかかります。それだけは御容赦願いたいと思いますが、四国と本州との架橋の問題について、スクラップがないじゃないかとおっしゃればそれで結構です。スクラップしますとときには、それに類似したものをスクラップして、そしてアンド・ビルドといふのがたてまえと申します。常識でございまして、その意味においては、それに見合うものがないので、やむを得ず今般は新設をするという形になったというところでございます。六人委員会の意見に出ておりますようなスクラップが間に合えば、それに間に合せてスクラップ・アンド・ビルド、スクラップとビルドとが一緒にできましたけれども、それは証文の出しおくれと申します。取り運びが順調にいきましたためにスクラップとビルドが同時にできなかったという点は遺憾に思っております。しかし、基本的な姿勢として、使命を果たしたものはどしどしスクラップするということについては、これを勇断をもってやらなければならぬと思っております。

○鬼木委員 長官のいまの御答弁で非常に私うれしく思いましたが、御承知のとおり、特殊法人も百十幾つあるようでございます。この中には、もう存在目的が非常に希薄だ、全然ないということになるとおしかりをこうむるかもしれないが、非常に当初の目的からはずれて、もうほとんど希薄であるという特殊法人も相当多いように私は思ふ。そういうのをいつまでも残すから、世間の大きな批判を受けて、これは天下りのための政府の処置だ、こういうことになる。必ずしも天下りのためにつくっているのではないでしょうけれども、そういうふうな批判を受けても私ははしかなないのだと思ふ。いま長官のお話を承りました。

で、非常に私は意を強ういたしますので、いわゆる勇断をもってやっていただくことを大いに長官に期待をいたします。お願いを申し上げます。時間は一時までという制限を受けましたので、なお続行いたします。

先ほど申し上げましたように、行政監理委員会の意見書の中で、行政機構と特殊法人の整理統合は、これは先ほどから申し上げたとおりでございますが、このたびの意見書では、出先機関のみを対象としておるが、同じことは、農林省あるいは食糧庁というような中央省庁にも同じ次元のことが起きておるんじゃないか。出先機関のみを整理、統合、縮小するということは、片手落ちではないか、こういうふうには私には考えますが、この点についてお考えを承りたい。

○河合政府委員 出先機関だけの整理は片手落ちではないかと御質問でございます。その点は確かに御指摘のとおり点もあるかと思ひます。ただ、現在の国の公務員の大部分が出先機関におることでもございまして、そういう点から、もちろん本省機構につきましても、各省庁と十分連絡、折衝の上、今後行政機構の簡素化、合理化につとめるべきことと思ひますが、やはり出先機関が人員その他非常に多いという点から、その点の問題点についても、できれば早い時期に手をつけていくということは妥当かと存じております。

○鬼木委員 四十四年度の調査でございすけれども、国家公務員が百十八万人、地方公務員は百八十三万人、給与総額もばく大なものでございす。読み上げてもよろございすけれども、これが今日、先ほど申し上げておりますように、非常にお役所仕事というふうな悪評をこうむつておるのですが、この際、行政改革を私は断行する必要があると思ひます。出先機関のみでなくして、オール行政機関に対して、ただ、前もって申し上げたいことは、単に人員整理を行政改革といふんじゃないでして、機構改革であり、人員を整理

することは行政整理じゃない。行政整理というのは、最も能率のあがるように機構を合理的にする。そういう点はお考えになったことはございすんですか。なるほど、三千年間五%ですか、三年間これはとどめ置くというふうなことは承っておりますが、もう少し抜本的にこの改革をなさるお考えがあるかないかをお尋ねしたいと思ひます。

○荒木国務大臣 それはあると申し上げてよろしいかと思ひますけれども、実際の問題といたしまして、臨時行政調査会設置法が衆参両院を通過しております。これは、出先機関をなすべからず、配置転換によつてなすべしという趣旨のものであります。それから、総定員法通過の際も、同じような趣旨の附帯決議が附せられております。その附帯決議を尊重します限りにおいては、行政機構の改革と申しましても、どうしても出血整理を伴つてはやれないということになります。そこで、総定員法を的確に運用しまして、毎年一萬数千人ふえ続けておりました定員を抑制することから、徐々にではあります。各省庁ごとには冗員を省いて、それを必要とするに置きかえ、新規の増員は原則として認めないというやり方で行くには方法がないということによりまして総定員法の通過を見たわけでありまして、その結果として、なるほど行政機構としては目に見えた改革はあらわれませんけれども、実質的には少数精鋭の方向に向かつて邁進しておるといふ結果が、四十四年度、四十五年度の予算を通じて出てきたわけでありまして、これをすなわち、超党派の附帯決議の趣旨を生かす意味において実現し得る行政改革が、徐々に、地道ではありますけれども行なわれ始めておることかと心得ております。この附帯決議をはずしていただければ、バラリメンとやる手もありますけれども、それができませんことは残念ではありますけれども、しかし、実質的には、まさに期待される方向に歩いておるものと思ひます。

○鬼木委員 超党派でそういう附帯決議がついておることもよく承知いたしております。それで私は、先ほど申し上げたように、行政改革ということとは人員整理を意味してあるものではない、こういうことを特に申し添えたわけでございます。でありますから、最も合理的に事務の簡素化をはかるといふ適材適所の上から、配置転換を巧妙にやっていたら、そして最も効果的な、能率のあがるように機構改革をしていただきたい、こういうことを私は切にお願いをするわけでございす。特に七〇年代は内政の年と総理がお示なさつておるのでございすから、ここからひとつ佐藤首相の方針に沿つて長官もこれと取り組んでいただきたい、このようにお願いを申し上げます。いわけでございます。

まだ、私はたくさん質問したいのでございすけれども、どうも時間に制約されてまして、私が一人でかつてなことをするというのも皆さんに御迷惑をおかけいたしますので、実は大事なことがまだここにもあるのでございまして、大事な赤筋を引いてぜひお尋ねしなければならぬことがあるのでございすけれども、これできょうはお許しをこうむります。

たいへんありがとうございます。終わります。

○天野委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員 アジア統計研究所の新しい必要な職員の数は何名ですか、日本人の職員は。

○杉浦説明員 今般設置されますアジア統計研究所の要員でございまして、国連の側から所長以下約十名、わが日本政府からは行政管理庁の職員として約十二名がこれに参加する予定でございす。

○和田(耕)委員 十名ですか。

○杉浦説明員 十二名でございす。

○和田(耕)委員 これには講師その他を含めて二十名くらいの数字が載っているのだけれども、これは間違ひですか。

○杉浦説明員 先生のお手元の御資料は全部で二

十名というところでございますか。

○和田(耕)委員 これは聞かぬでもよかつたのだけれども、このアジア統計研究所には、事務職員十一名日本政府をもつてこれに充てる。そのほか講師六、七名、計画官一名、次長一名、あわせて十九名くらいになりますか。これはそういう規模じゃないですか。

○杉浦説明員 日本側から十二名、先方から十名でございます。

○和田(耕)委員 この講師六、七名というのは……

○杉浦説明員 講師六、七名と申しますのは、国連から派遣されます講師が六、七名ということでございます。

○和田(耕)委員 その数はたいしたことはないのですが、日本側の職員をどういうふうにして補充なさるのですか。

○杉浦説明員 日本側から出ます職員の役割りでございまして、これは先生も御高承のように、この研究所は国連側と私のほうで協力いたしまして設置運営するわけでございまして、この十二名は、行管の職員が実質上この研究所の次長として入りまして、それで、十一名の職員を研究所の運営に協力するという仕事の中で統率し、行管職員としてわが国の国家公務員法の規定によりまして行動するわけでございます。

○和田(耕)委員 そんなことを言っているのはなくて、簡単なお答えでけっこうですけれども、この人は新しく雇いますか、あるいは従来からある人を配置転換とか、そういう方法で充足するかどうかということを申し上げたのでございます。

○杉浦説明員 十二名のうち六名が新規増員で、六名が従来の職員の振りかえてでございます。

○和田(耕)委員 仕事の内容もありませんからあれですけれども、行政管理局としては、新設のものに対しては、できるだけ新しい職員でなくて、配置転換という原則をみずから守っていただくというところが、他の省に対するいい示しになると思うのですけれども、そういう問題は御考慮になった

のですか。

○杉浦説明員 これはお示しのように、新規増員をいたします場合は、当然行管の一構成といたしまして、私のほうも極力新規増員は押えるということと計画いたしましたわけでございます。

○和田(耕)委員 この内容を一々聞いてみたいのですけれども、特にこれは行政管理局が中心になつて指導なさつておる役人の数はあまりふやさない、そして仕事のひまになつたところから忙しいうところへ回すべきだという基本的な御主張があるわけですね。この原則はできるだけ守つていただきたいということをお願いしたいと思うのですが、そこでそれと関連して、農林省の方見えて

いますか。

○天野委員長 見えています。

○和田(耕)委員 最近天下の大問題になつたお米の作付を百万トン減らすということですが、その後の実績あるいは見通しについてお伺いしたい。

○松元説明員 御承知のとおり生産調整等によりまして百万トン以上の減産を目前としておるわけでございまして、そのうち五十万トンは農地転用でございまして、百万トン以上につきましては生産調整ということと減反をするということとでやっております。現段階におきましては、県に目標数量が示され、県から市町村に目標数量が示され、市町村が今度は農家に對して目標数量を示して調整いたしておるといふのがいまの段階でございます。それから、これはまだ最終的な取りまとめがございせんが、県によつて多少違いますが、目標数量をかなり上回ると見込まれる県もござい

ますが、一部には下回る県もございまして、最終的にはほぼ順調にいくのではないかと思つておるの

であります。なお未確定の県につきましても極力当初目標を達成するようにということで、いわば最後の馬力をかけているというような状況でござい

ます。

○和田(耕)委員 これは来年以降の見通し、たとえば今年休んで来年始めるといふような問題もあるかと思うのですが、その来年以降の見通しはど

ういうことですか。

○松元説明員 来年以降の問題、これは非常に重要な問題でございまして、私直接の所管でございせんから、私からお答えするのはいかがかと存じますが、基本的には本年の状況を見ながら、もちろん減産の必要性は本年だけではございせん

で、来年以降も引き続き生産量を減らさなければ需給調整は保てないわけでございまして、本年の状況を見ながらまたあらためて考えるということになろうと存じます。

○和田(耕)委員 かりに百万トンの減産ができたということになります、来年はもっと加わるかもわかりませんが、その場合に、その関係の職員、要員はどれくらい減ることになりますか。

○松元説明員 御質問の趣旨の担当員と申しますのは、米の管理業務に携わつておられます食糧事務所のいわば職員と申しますか、そちらのことかと存じますが、さうでございましょうか。

○和田(耕)委員 それを含めてです。

○松元説明員 生産調整の直接の業務は特別の人員を新しくふやしてやっておるわけではございせん、現在の生産担当部局の機構を使いまして、それから県、市町村という組織でやっております。それから、直接人員の増減には関係ないわけではございまして、ただ食糧事務所につきま

しては、あるいは御指摘の御質問の趣旨と違つても存じませんが、目標どおり百万トン以上の減産が行なわれれば、その限りにおいては食糧事務所の業務量は減るのではないかと御指摘

かとも存するわけでございまして、それにつきましては、食糧事務所の業務量は、なるほどその面から考えますれば百万トンの買い入れが減りますから、減る要素はかりにございまして、ただ食糧事務所の業務量と申しますものは、むしろいままで異常でございまして、需給が均衡いたしましたとき、大体四十一年ごろでござい

でございます。しかしながら、人員のほうは三十八年の二万八千強というのをピークにいたしまして、その後むしろ減少いたしております。約二千人以上減少いたしております。いわばその間、四十二、三年の大豊作の間に生産量がふえ買い入れ量がふえましたものにつきましましては、多少人員の減少の中で、いろいろ検査でございましてとかあるいは買い入れ、保管、そういう管理面で、いろいろくふうをこらしながら対処していく、こういう実態にあるわけでございまして、百万トンの生産調整が行なわれましたからと申しまして、いわば余剰人員が直ちに浮くという実態ではないというように基本的には考えております。

○和田(耕)委員 これはおかしなことで、百万トンの作付が減るといふことは、しかも今後長期にわたつてそういう政策が維持される場合に、食糧事務所関係の人が減らぬでもよいということ

は、ちよつと私もその内容はよくわからぬけれども、常識的に受け取れないのです。そうですか。

○松元説明員 御指摘のとおり昨年を基準にしますれば、おっしゃるとおり百万トン以上減るわけでございまして、ただ私申し上げましたのは、現在の食糧事務所の人員と申しますものは、それに対応した人員ではございせん、むしろ三十八年以降業務量はふえておりますが人員は削減をいたしてまいつたわけでございまして、したが

いまして、もちろんくふうはいたしましたが、その間いろいろ、いささかことばは適当でないかも存じませんが、かなりいろいろなかつつて対応しながらいわばやつてまいつた。それがいわばもとの姿に戻るといふ基本的な姿であるということ

を申し上げたわけでございまして。

○和田(耕)委員 それでは、いままで買い付けがふえたけれども人が減つてきた、いろいろくめんをしてつくつたんだ、それがそのくめんをしない

で今度はもとに戻つていくのだという基本的な態度ですか。

○松元説明員 ちよつとあるいは答弁が否足らずだったかも知れませんが、いま申しましたとお

り、たとえ三十八年がピークと申しましたが、そのころの買入れ量は約七百万トンでございす。それから四十一一年が大体需給が均衡をした年でございす。そのころが約八百万トン、それから現在一千万トン、こうなつておるわけでございす。その間の業務量の増大に対応しまして、検査におきましては計画検査といたしまして、いろいろの励行いたしまして、たとえは農産物検査は、包装の検査でございすとか、量目検査でございすとか、品位検査、いろいろございす。たとえば包装等につきましては、原則として事前に検査をして最盛期は検査しないというふうなことをいろいろの協力をしていただきまして、出荷のほうの時期を調整するというような、計画検査をするというところで対応してまいつたわけでございす。それで、多少な検査の運用面で非常勤職員を使うというふうなこともあつたわけでございす。

そういう点の態様がいわばもとに戻るといふことが基本でございす。と同時に、いま直接やる買入れ以外にいろいろ業務量がふえている面がございす。たとえば過剰米が非常にふえておりまして、それに伴ういわば在庫の保管でございすとか管理、そういう仕事もいろいろふえていす。そういうような事情がございすものですから、百五十万トンの減産が直ちに業務量の減少にはつながらぬといふことを申し上げたわけでございす。

○和田(耕)委員 行政管理局長官、いままで行政管理局からのいろいろな提案、提言があつたと思ひますけれども、食糧事務所の問題等にも触れた問題があつたと思ひますのですけれども、いまのような御答弁、管理局としてはどういふふうに御理解になるわけですか。

○荒木国務大臣 食糧事務所については、すでに農林省において農産物の流通改善等行政需要の増大しつある他部門への定員の振りかへ、出張所の整理統合等の措置を現在実施しているところでありす。今後とも農林省とも十分協議しつこの

ような方向を推進してまいりたいというのが基本的な態度でありまして、現行食糧制度が維持される限り当然それだけの事務量はあるという見当でございす。しかし、実情は何ぶんどうなるかわかりませんけれども、直感的に考えれば、もつと少なくて済むはずであるという考えもありす。が、制度論からいいますと、なかなかそう簡単にまいらないというのが実情でありまして、農林省とも協議しつあります。

○和田(耕)委員 いまの百五十万トンあるのはそれ以上の生産が減るといふ問題をお考えになつて、それでもいままでたくさん買つておつたのだから、それを手不足でやつておつたのだから、もとに戻ることもある。人員の問題についてはその点からは過剰は出てこないというふうな趣旨の御答弁だつたと思ひます。けれども、この問題、長官どういふふうにお考えになりますか。現に減つていす。

○荒木国務大臣 それも形式論を申し上げますが、制度が変更されればその機会にこうすべきであるといふことが当然出てきますけれども、現在の実情を行政で把握しているわけじゃないもの、ですから、その取捨選択、農林省と協議しつ進めていくというやり方以外にはないと思ひます。ただ実際問題として、食糧事務所の要員に ついても、徐々にではあります。内部で配置転換をされつあるようでありまして、漸次漸減しつある傾向をたどつております。

○和田(耕)委員 重ねて農林省にお聞きしますけれども、この配置転換等は現に行なわれているわけでしょう。その配置転換を今後ともやらないで、もつとふやしていくという気持ちを持ちかえてきたのですか。

○松元説明員 いや、さうではございせん。で、先ほども申し上げたとおり、三十八年度をピークにしまして現に四十四年度までに約千五百人減少いたしております。さらに四十五年も六百人減少する、こういうことをいたしております。私たちが基本的には、極力業務を少しでも合理化

いたしまして余剰人員を避ける、そうしていわば他用途に充たすといふ基本ラインは、そのとおりと思つております。ただ、先ほど百五十万トンそのまゝといふことで、それは必ずしもそうではないといふことを申し上げたのでございまして、基本線について違ひ意図があるわけではございせん。

○和田(耕)委員 あなたの言はることは、つまり買入れ付量がふえたけれども業務内容の合理化によつて少しは減らしてきたのだといふ御主張です。私がいま質問したいのは、今後百五十万トンあるのはそれ以上の作付が減つてくると当然ふえるといふようなことは常識からいへば出てきません。三十九年に比べてだいたいふえてくるけれども、いままでしんぼうしてきたのだといふことはわかりす。わかるけれども、これから百五十万トン減るといふのに、なおこれを人員を減らすめどころかかえてふえていくといふふうな感じの、そういう態度でいまの日本の国内の最大の問題の一つである行政合理化といふのですか、あるいは総定員法を去年もあんな大騒ぎをしてつくつた、あのような趣旨を農林省はどう考えているかといふことです。

○松元説明員 ちょっと私の説明が不十分だったので誤解を招いたかと存じますが、私申し上げましたことは、三十八年以降の業務量の増大の実態、人員の状況を申し上げたわけでございまして、その間いろいろ合理化の努力をしていかなければならぬといふことは十分理解いたしておるものであります。御指摘のとおり百五十万トン減産すれば、その限りは確かに業務量は減るわけでございす。ただ、その減りますのが、いわばいままでの期間の間にいかに減らすか、それといふ事実を御了解いただきたいといふことと、それからいわば新しい面として、特に過剰米に伴う仕事もいろいろふえてくる面もあるわけでございす。したがういふことで、私増員するといふことを申し上げたつもりは毫もなかったわけでございす。そういう実態を踏まえながら極力業務の合

理化を進めていくといふ基本姿勢を申し上げたつもりであつたわけでございす。

○和田(耕)委員 それでは今後努力をされれば少し減るといふふうな理解していいですか。

○松元説明員 昨年ことしと現に人員を減らしてまいっているわけでございすし、それに即応して進めてまいりたいと存じております。

○和田(耕)委員 最初に私は、アジア統計研究所の問題、わずか十四、五人の問題だと思ひますけれども、これについて、行政管理局に対して相当きびしく、現在ある、しかも仕事だんだんと少なくなつてきた、しかも能力を持っている人、こういう少ない場合でも気を使つて、そして整理の模範を示すべきだといふことを申し上げたのですけれども、たとえは今度国民生活センターというのができます。これは現在の約三十六名の国民生活研究所から三年間で百六十人ぐらゐにふえます。この場合にも、いまも物価対策委員会でのこの問題を取り上げてきたわけですけれども、こういうこまかい問題を含めて、行政管理局としては、管理局のいままで出しておる提案等の趣旨にかなりみて、もつと神経を使つてやる必要がある。そうしないといふ、この行政改革の問題は実現できないんだといふふうに私は思ひますのですけれども、長官どうですか。

○荒木国務大臣 もちろんお説のとおりな考慮を払つてまいらねばならぬと思ひます。

○和田(耕)委員 そういう問題、特に配置転換等の問題についてはいろいろ付帯事項がついてあります。総定員法にもその前のあれにもついてありますけれども、しかしそういう条件はできるだけ守るとして、いろいろやる気持ちになればやり方があるわけ。特に今度のお米の減産の問題等になれば、これはまあ農林省としても私はこういうことならわかるのです。お米は減るが、しかし野菜のほうが大事故だ、野菜のほうにこういうふうな形で人をふやしてお米のほうは減らすんだといふふうなこととか、そういうことならわかるけれども、何かいままで持つていた定員を何が何

でも減らさないぞというふうな最初の答弁、そういう態度が自分の本心だと思ふけれども、これじゃぐあいが悪いという感じがするね。だからどうでしょうか。

○松元説明員 どうも一番最初の私の答弁がいささか不十分だったので誤解があったと思います。が、本心はごうも最初といまも変わっておりません。ただ百五十万という計数が出ましたものからそういう答弁の調子になったわけでございます。基本的な考え方は少しも変わっていないわけではございません。

○和田(耕)委員 私の質問はこれで終わりますけれども、長官、この問題はあなたの最大の課題の一つですから、公安委員長の仕事もありますし、朝鮮の仕事もたいへんでしょけれども、この問題は大所高所というよりも、こういうこまかい問題から人員の再点検の問題は検討していかなければ実効があがらないというふうに感じますので、特に要望しておきたいと思ひます。

○天野委員長 東中光雄君。

○東中委員 アジア統計研究所について、事業の実施計画はまだできていないわけですか。

○杉浦説明員 先生のお示しものは協定に基づきます事業計画のことだと存じますが、その内容はもう策定しておりまして、あと国連との協定の御承認を得まして、これを署名するという段階でございます。

○東中委員 実行計画文書ができたら一ついただきたいと思ひますが、その上で、これは外務委員会などでお聞きしたい、こう思ひわけです。

それで、行政機関に申し上げるまでもなく国が採用した職員によって構成され、運営されていく性質のものだと思ひますが、いま職員でない、公務員でない人が各省庁で公務員と一緒に同じように行政事務を担当しておられる、そういう制度があるようにすけれども、長官御承知かどうか。

○荒木国務大臣 ちょっとその話を聞いて承知しております。

○東中委員 各省庁では調査員という名前ですういう人がおるようでございますが、公務員でない人が公務員と同じように、同じ部屋で同じように机を並べて行政事務に従事してゐる。その勤務状況といひますか、出勤時間等々も、外部から見れば全く公務員と同じであつて、区別がつかない。対外的にもそれぞれの省庁の職員として採用されておるといふふうな制度、これについてどうお考えになつてゐるか。長官の御所見をお聞かせ願ひたい。

○河合政府委員 お答え申し上げます。

私も何いひました範囲では、主として研修という目的のために民間からそういう省庁に勤務をしておられる方がおるといふふうに向つております。これにつきましては、その職員の業務の管理の問題でございます。その管理がよろしきを得れば研修の目的を達するといふような点もあるかと思ひます。その点につきましては各省庁の管理をされる方のお立場の御判断によると思ひます。

○東中委員 研修の目的だと思ひましたのですけれども、実際は私先ほど申し上げたように、行政事務そのものを担当し、たとえば政策立案あるいは監督業務などを担当されておるようであつて、たとえば運輸省におきましては調査員といわれる人が二十五名、補佐官クラスの人ですから、一般公務員というよりは相当国家机关の意思決定に直接参画されていく、そういう立場の人がおられるようなのですが、たいがい大企業あるいは企業体から見えてゐるわけですが、運輸省における調査員の実態について運輸省のほうから明らかにしていただきたい、こう思ひます。

○後藤説明員 御説明いたします。

ただいま先生がおつしやいましたように、運輸省では、今日の時点におきまして二十四名の調査員といふ名目の人が省内で働いております。これらの人々は、国有鉄道、日本開発銀行、興業銀行、長期信用銀行その他の機関から、それらの機

関とその人が現に働いておられますが省の中の部局との相談に基づきましてわが省に派遣されてゐるものでございまして、これらの人々の大部分は、大臣官房統計調査部の資料の調査、解析をいたしますような仕事、あるいは海陸空それぞれの監督部門から離れまして、総合的な長期的な交通問題の資料を整備、解析する部門、こういったようなところに働いておられます。たとえば長期的な輸送需要の予測あるいは各種輸送資料の解析手法の開発といったようなことにつきまして、わが省の固有の公務員の人たちと共同して働いてゐるといふのが実情でございます。

ただいま申し上げましたように、これらの人々がそれぞれの部局に派遣されるに至りましたにつきましてはは個々のいきさつがありまして、個々の部局とただいま申し上げましたような個々の各機関との間の話し合いによりまして、開発銀行なら開発銀行、長期信用銀行なら長期信用銀行の適当な職員の人々が省に來てもらつてゐるわけでございます。派遣されてゐる側のそれらの機関のお立場からすれば、わが省は、たとえば運輸、輸送の問題につきましては総合的な資料の収集、解析、分析あるいはその利用手法の開発といったようなことにつきましてはいろいろと多年研究、勉強を重ねておられますし、わが省の人数といひましては相当の人数をかかえております。他部門から見れば、そういったところに人を派遣いたしましたと一緒に輸送問題の解析、調査を担当することによりまして、派遣された人が、派遣された団体、機関の側から見まして非常に能力があがつてくる、こういったようなことを期待するわけでございます。

一方、それを受けます運輸省の側から申しますと、ただいま申しましたように、運輸省自体といたしましては、総合的な輸送、運輸問題についての資料の解析については相当な勉強はいたしておりますけれども、何せ非常に広範、複雑な問題でございますので、たとえば鉄道の問題、あるいは輸送会社の財務の問題、そういったことの一つ一つにつきまして、その専門の分野で

勉強いたしました人の知恵を借りられるとまた非常に都合のよろしいという面があるわけでございます。そういった両方の都合というものを、お互いに足らざるを補いつつ、かつ、それぞれの人がが研修してその成果をあげ、人々の質の向上にもなり、あるいは自分の知識を持った人々が別々に似たような調査研究をするといふようなことが、機会を並べて一緒に仕事をすることによって総合的な効率のいい成果を早くあげられるといふふうな効果が認められるものでございます。先生のお話の中にございましたことは、ただいま申し上げましたように、わが省の場合で申しますとこの調査員の大部分の人たちがそのような資料の調査、解析の分野について働いておるのでございます。先ほど申し上げましたような企業の直接の監督、認可、許可といったような仕事にタッチさせておるものではございません。

○東中委員 いま国鉄その他若干の調査員を派遣してゐるところの名前をあげられましたが、全日空、それから日航、日通、鉄建公団、こういったところも派遣しておるわけですね。その点はどうか。

○後藤説明員 先生御指摘のように、日航及び全日空からただいま航空局に來ておられて、その人たちは、ただいま臨時の仕事といひまして、長期的な日本の旅客輸送需要の予測作業というものを特別にやっております。

大ざっぱに御説明いたしますと、飛行機のお客さんが今後の経済発展に即応してどのようにふえていくか、それとの関連で鉄道の旅客がどのように変わっていくかといふことの予測作業でございます。その作業のお手伝いをやるにつきては、共同作業の要員といたしまして日本航空と全日空から参つております。それから日通総合研究所、これは日通が設立しております流通問題についての研究所でございますが、その研究員の人々が一人、わが省の統計調査部の調査解析課に参つて一緒に勉強しております。

○東中委員 いまそれぞれの調査員が何をやって

あるかということについて聞いてもありませんけれども、いろいろと説明されたわけですが、このやつておる内容じゃなくて、やつておる仕事の性格です。たとえば官房の政策計画官室で計画官付として九名の調査員がそれぞれの民間企業、あるいは公共企業体から入ってきておる。そして運輸省の公務員と一緒に、それぞれの企業体の職員の資格のままで、立案、計画、調査、分析、これをやっているという関係になっておるのであつて、そうしますと、立案のための調査、研究ということを運輸省でやつておるのは、これは行政事務としてやつておる文字どおり公務ですね。これをしていておる公務員の立場というのは、憲法十五

かましくいわれているのも、その趣意に結びついているというところで問題になっているわけですが、これも、これはまさに、ほんとうの第一線の補佐官クラスの活動家と一緒にやつておるという点について、行管長官どういうふうにお考えになるか、御所見を聞かしていただきたい。

○荒木国務大臣 これは、お話しのごとくは不届きだと思ひます。

○東中委員 調査員制度そのものの法的根拠というのがあるのか、ないのか、その点を明らかにしていただきたい。運輸省ですか。

○後藤説明員 私どもが承知しております限り、調査員という仕事の一つの類型というものは、かつての規則の類にはございましたけれども、現在はないと承知しております。

○東中委員 法的な根拠はない。しかし民間企業体も含めて、その職員の人たちが一緒にやつておる。これは研修が目的だといひますけれども、業務に参画すれば、それは一つの経験になりますから研修になることは間違いないでしよう。しかし、それが実際に應着して一緒にやつておるというところの問題があるので、将来こういう問題、これは運輸省だけではないわけで、ほかの省庁にもありますので、行管のほうとしてこれを調査され、この処置についてどうするか、そういう点についてのお考えを明らかにしていただきたい。

○荒木国務大臣 これは戦前から習慣が生きて残つておる課題の一つかとも思ひます。御指摘のとおり、制度論からいへば不届きなことない、やみの存在であるというふうにも言えぬことはいない。調査して適當の処置を講じなければならぬじやないかと思ひます。

○東中委員 適當の処置をとらなければいかぬくらいだ、こうおっしゃつたのですけれども、調査していただいて、こういう制度を廃止する方向で進められるのか、その点、はつきりした方向を示していただきたい。

○荒木国務大臣 調べてみませんとはつきりしたことは申し上げかねますが、調査をすべき課題であると思ひます。その結果として、廃すべきか、何か制度づけをして温存できるものかどうか、そこから辺り検討課題だと思ひます。

○東中委員 行政官庁はもちろん監督する立場にあるわけですが、鉄道公団の場合、鉄道公団監理官付に鉄道公団からその身分を持つた公務員でない職員が辞令をもらつてついでに、こういう事態もあるのです。これはもう研修のためというやうなことにならぬですよ。管理する側と管理される側で、管理される側の職員がその身分を持つたまま公務員でないのについておる。こういうのもあるのですが、運輸省、そういう事実があるかどうか、お伺ひいたします。

○後藤説明員 ただいま御指摘のように、鉄道監理官の鉄道建設公団監理官室というところに鉄道公団から一人の人が派遣されてきておることは事実でございます。

○東中委員 長官に要請をしておきたいのです。が、そういうふうな公務員の立場と民間人の立場との違ひを持ちながら、一緒に行政事務を進めていくことが法制のためまえからいつてぐあいが悪いことは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、實際上管理する側と管理される側、指導する側と指導される側、こういう関係にあつて、指導される側の身分のままで入つていくということ、これは行政のあり方として非常に重大な問題だと思ひますので、早急に調査検討していただいで、なくするための処置を行管としてとられるかどうか、その点あらためて最後にお聞きしておきたいわけですが。

○荒木国務大臣 検討を加えます。

○東中委員 あなたは検討を加えると言われるが、検討は加えるのはわかっているのですけれども、どういう方向でどういうふうな検討を加えるのですか。

○荒木国務大臣 どういうふうなことは検討を加えてみなければわかりませんから、大事をとつて申し上げておきます。

○東中委員 それなら、いま私が申し上げた、あるいは運輸省のほうから事実について説明された、この事実の範囲内で見て、法的根拠はない、誘導される側と誘導する側、指導する側と指導される側、監督する側と監督される側、しかも私的な立場で公務に従事している。一般の末端の公務員でさえ秘密義務や生活上の制限やいろいろな受けておるのに、この補佐官クラスの人たちが受けていない。これは事実としていま私が申し上げたことと運輸省の答弁でも明らかにしておると思ひます。それがどの程度、どの規模にどの省庁まであるかというところは時間がありまじせんから一々言えないだけで、その点については検討してみようとしても、そういう制度自体、検討してみなければ存続するかしないかわからないということではないと思ひます、長官。

○荒木国務大臣 実は総理府の人事局の主管の事柄かと思ひますから、独断で最終的なことを申し上げかねたので、検討しますと申し上げております。総理府とも連絡の上善処いたします。

○東中委員 それからもう一つ、時間がございませんで長官に一言だけお聞きしておきたいのですが、定員外職員で常勤職員の存在が前年度の国会でも明らかにあつて、総理大臣も厳重に調査するように命ずるということを言われ、行管長官も言われたわけですが、その調査結果はどうなつておるかお伺ひいたします。

○荒木国務大臣 関係の省庁で調査してもらつた資料を提出してもらつておる状況であります。それを分類してどう処理するかを検討しつつあるところであります。

○東中委員 私、いま持つておりますある定員外職員の経歴書を見ますと、この人は最初は八月に入つたわけですが、事務補佐員に採用する、任期は一日、ただし任命権者が別段の措置をしない限り、昭和四十四年三月三十日まで任用を日々更新し、以後更新しない、こういうことで採用になる。そして三月三十日になると退職する。そして四月一日に、事務補佐員に採用する、任期は一日とする、さきと同じようになつて、昭和四

あるかということについて聞いてもありませんけれども、いろいろと説明されたわけですが、このやつておる内容じゃなくて、やつておる仕事の性格です。たとえば官房の政策計画官室で計画官付として九名の調査員がそれぞれの民間企業、あるいは公共企業体から入ってきておる。そして運輸省の公務員と一緒に、それぞれの企業体の職員の資格のままで、立案、計画、調査、分析、これをやっているという関係になっておるのであつて、そうしますと、立案のための調査、研究ということを運輸省でやつておるのは、これは行政事務としてやつておる文字どおり公務ですね。これをしていておる公務員の立場というのは、憲法十五

あるかと思ひます。その結果として、廃すべきか、何か制度づけをして温存できるものかどうか、そこから辺り検討課題だと思ひます。

○東中委員 行政官庁はもちろん監督する立場にあるわけですが、鉄道公団の場合、鉄道公団監理官付に鉄道公団からその身分を持つた公務員でない職員が辞令をもらつてついでに、こういう事態もあるのです。これはもう研修のためというやうなことにならぬですよ。管理する側と管理される側で、管理される側の職員がその身分を持つたまま公務員でないのについておる。こういうのもあるのですが、運輸省、そういう事実があるかどうか、お伺ひいたします。

○後藤説明員 ただいま御指摘のように、鉄道監理官の鉄道建設公団監理官室というところに鉄道公団から一人の人が派遣されてきておることは事実でございます。

○東中委員 長官に要請をしておきたいのです。が、そういうふうな公務員の立場と民間人の立場との違ひを持ちながら、一緒に行政事務を進めていくことが法制のためまえからいつてぐあいが悪いことは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、實際上管理する側と管理される側、指導する側と指導される側、こういう関係にあつて、指導される側の身分のままで入つていくということ、これは行政のあり方として非常に重大な問題だと思ひますので、早急に調査検討していただいで、なくするための処置を行管としてとられるかどうか、その点あらためて最後にお聞きしておきたいわけですが。

○荒木国務大臣 検討を加えます。

○東中委員 あなたは検討を加えると言われるが、検討は加えるのはわかっているのですけれども、どういう方向でどういうふうな検討を加えるのですか。

○荒木国務大臣 どういうふうなことは検討を加えてみなければわかりませんから、大事をとつて申し上げておきます。

○東中委員 それなら、いま私が申し上げた、あるいは運輸省のほうから事実について説明された、この事実の範囲内で見て、法的根拠はない、誘導される側と誘導する側、指導する側と指導される側、監督する側と監督される側、しかも私的な立場で公務に従事している。一般の末端の公務員でさえ秘密義務や生活上の制限やいろいろな受けておるのに、この補佐官クラスの人たちが受けていない。これは事実としていま私が申し上げたことと運輸省の答弁でも明らかにしておると思ひます。それがどの程度、どの規模にどの省庁まであるかというところは時間がありまじせんから一々言えないだけで、その点については検討してみようとしても、そういう制度自体、検討してみなければ存続するかしないかわからないということではないと思ひます、長官。

○荒木国務大臣 実は総理府の人事局の主管の事柄かと思ひますから、独断で最終的なことを申し上げかねたので、検討しますと申し上げております。総理府とも連絡の上善処いたします。

○東中委員 それからもう一つ、時間がございませんで長官に一言だけお聞きしておきたいのですが、定員外職員で常勤職員の存在が前年度の国会でも明らかにあつて、総理大臣も厳重に調査するように命ずるということを言われ、行管長官も言われたわけですが、その調査結果はどうなつておるかお伺ひいたします。

○荒木国務大臣 関係の省庁で調査してもらつた資料を提出してもらつておる状況であります。それを分類してどう処理するかを検討しつつあるところであります。

○東中委員 私、いま持つておりますある定員外職員の経歴書を見ますと、この人は最初は八月に入つたわけですが、事務補佐員に採用する、任期は一日、ただし任命権者が別段の措置をしない限り、昭和四十四年三月三十日まで任用を日々更新し、以後更新しない、こういうことで採用になる。そして三月三十日になると退職する。そして四月一日に、事務補佐員に採用する、任期は一日とする、さきと同じようになつて、昭和四

十五年三月三十日まで任用の日々更新し、以後更新しない、そしてまたことになると、四月一日に同じような条件で採用していく。こういうのがあるわけですね。これはもう明らかに、仕事の内容もそうでありまして、恒常的な事務に携わる常勤職員であつて、たゞ法律的な構成のしかたは、閣議決定もあつて、いわば脱法的なといひますか、非常に差別的な扱いを受けておるといふことになるわけですが、こういう人たちが相当数いるのではないかと、いふうに思ふわけですね。それについて、こういういふゆる定員外の常勤職員の人たちをどうするかという方向について、長官の御意見を聞きたい。

○荒木国務大臣 お話のような事例があるかとは思いますが、本来定員外職員という制度もあるわけでありまして、それが常勤職員であらねばならぬと断定する根拠も、確たるところはなかなか押えかねるという悩みがあります。しかし、それも含めて最終的な検討を加えるための資料をとっておりまして、その結果に基づいて判断したいと思ひます。

○東中委員 定員外の常勤職員、これについては前の三十六年、三十七年の閣議決定でとにかく全部入れざるべきだという方向でやられて、もうないものになつたのだ、こゝにいわれているわけですね。だから常勤職員というのは定員内の一般公務員にすべきなんだ、しかももうないのだということになつておるのですけれども、実際にある。あつたらそれについてどうされるのか。今度は三十六年、三十七年の閣議決定のときの考え方とは違つて、いま行管長官が言われたみたいになつて、必ず入れなければいかぬことでもないのだといふことで、そういう者をそのまま置いておくといふお考えのようにもいまちよつとお聞きしたので、すけれども、そうなのかどうか、なくしていく方向ではないのかといふ点をお伺ひしたいのです。

○荒木国務大臣 たてまえ論として申せば、一人でもそういう人はいないはずであります。はずであります。実際はあるのだと主張されるお説が

出てまいります。真相がどうだということを確かめなければわかりませんので、調査の結果に基づいて処理したいと思ひます。原則的に定員外職員で定員内であるべしという現象だけで、そういうふうにして処理する考えはありません。

○東中委員 総理府の人事局が昨年七月一日現在として出されておる「一般職国家公務員在職状況統計表」を見ますと、結局六カ月以上常勤の職員として仕事をやつておる人たちが一万人をこえておりますし、六カ月未満であつても一万六千人といふ数字が出ておるわけですが、この六カ月未満といふのは、七月一日ですから、四月に採用された人は六カ月未満に入つておるだけで、今日ではもう六カ月をこえておると思ひますけれども、この一万人ないし一万六千三百二十八名といふ内容で出ておる人事局が整理されておるこの分類の人たちは、定員外の常勤職員なのかどうか、その点について人事局長明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○栗山政府委員 いまお話のございました統計でございますが、これは国家公務員法二十条に基づきまして、一般職職員の統計を毎年とるというところといたしておるわけでございます。そのうちの非常勤職員の数の中にいま先生のおっしゃつた数が出ておるわけでございますが、この非常勤職員は、先ほどのような事務補助あるいは技能、労働、医療、教育いろいろございまして、その中で、調査が七月一日でございまして、それまで一カ月大休二十二日と考へまして、六カ月以上つとめたという実績のある方が一万七つとあるわけでございます。それから六カ月未満というのは、これは必ずしも実態を私どもはつきりつかんではおりませんが、臨時的な色彩が非常に強いものといふふうにわれわれ考へております。先ほどおっしゃいました一万六千三百何名という数、六カ月未満のほうは、臨時的な、あるいは期限のある仕事に従事されておる方が多いといふふうにわれわれは考へております。

○東中委員 いわゆるパートタイマーとか季節的

な労働者とかいふのではなくて、先ほど申し上げた二つの分類は、人事局が出されておる文書によつても、「日々雇入れられる職員、すなわち、一日につき八時間を超えない範囲内において勤務する職員」で、「常勤職員に準じた勤務態様で勤務」しておる者で、六カ月以上、六カ月以下ですから、七月一日現在でなく、今日、四月一日といふか、あるいは三月現在でつたらこれはみんな六カ月以上になつておる。これは結局常勤職員、一般の職員と変わりのない仕事をやつておる定員外職員の数だといふふうに見えていいのではないかと、思ふのですが、その点どうなんですか。

○栗山政府委員 態様が中に入つておるありまして、たとへばわれわれのところでも、ちよつと統計をやるために一カ月ぐらゐの間のわば手伝的に来てもらつた方もあるわけでございます。したがつて、七月一日に六カ月以上といふのと六カ月未満といふのは、たとへばさつきお話がありまして、四月に入りまして六カ月以上つとめておる方の中にはある。それが六カ月未満になつておる方もあります。あるいは六カ月以上つとめておる方でも九カ月で実は仕事が終わつてしまつたといふ性質のものもあるわけでございます。したがつて、これがいまおっしゃいました定員外で常勤的な者といふふうな断言することはなかなかむずかしい点がございます。いまの統計の中でこまかい点を先生ごらんになつたと思ひますが、たとへば文部省などには、国立大学に相当たくさん、六千名ほど数がございます。それがどんなものか、一々存じませんが、たとへば一年限りの研究といふもののために、ある教室にどうして試験管を扱つたりする者が必要だといふことで入つてくる方の中にはあるわけでございます。したがつて、これを全部定員外のいわゆる常勤だと断言することはとてもできないと思ひます。

○東中委員 全部が定員外の常勤職員だとは断言はできません。しかし大部分は——全部とまでは断言はできません、相当数、大部分の人が常勤的職務についておるといふことは、特に文部省、大

学関係ではもちろん言えるのじゃないかと思ふのですが、この点どうでしょうか。

○栗山政府委員 一々詳しく調べておりませんが、ではつきりしたことは申し上げられませんが、中にはさつき申し上げたように一年限りの研究といつたようなことがございますから、相当数臨時の方々があるといふことは少なくともはつきり言えると思ひますが、大部分とか半分とかいふ点は、私ちよつとはつきり内容を点検しておりませんので、確言的には申し上げられませんが。

○東中委員 いずれにしても定員外の常勤職員がいるといふこと、これが前提になつていふ議論をしていくわけですね。だからこの人たちは、職務内容が一緒であつても定員外だといふことで、給与の面、諸手当の面、有給休暇もない、いろいろな面で差別を受けておることになるわけですね。これは前回の国会でも論議されたことであります。これは前回の国会でも論議されたことであります。けれども、常勤的職員の定員外の人をなくしていく、そして差別待遇をなくするといふことで、早急に調査結果を明らかにしていただきたい。そういう調査結果を早急に明らかにしていただくといふことと差別待遇をなくしていくという方向で、行管長官の御努力を要請したいわけですが、最後に、今後の方向について長官から承りたい。

○荒木国務大臣 調査結果の分析検討を加えた上で善処したいと思ひます。

○東中委員 時間がございませぬので、質問を終わります。

○天野委員長 次回は、明三日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十八分散会